

若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する（その43）

こ う ち が わ

河内川ダム建設の無駄と無謀 その②⑤

河内川ダム建設工事に係る

関西電力熊川発電所へのダム補償金に疑惑 10

（小浜市） 松本 浩

関西電力の第三者委員会の調査発表を受けて、関西電力が公表した「役員報酬カット分の補填(ほてん)約 2億6000万円」の原資も、福井県が施工した河内川ダム建設工事の不正支出金である。

前々号一覧の内、今号は下記○印についての前号に続く報告である（◆印については前々号）。

◆ 平成 27 (2015)年 8 月 20 日	20,933,000 円	移設調査工事補償
◆ 平成 28 (2016)年 4 月 22 日	2,893.950 円	移設調査工事補償
・ 平成 28 (2016)年当初予算	11,000.000 円	発電所補償
○ 平成 29 (2017)年 12 月 18 日	54,000,000 円	取水設備工
○ 平成 29 (2017)年 12 月 18 日	36,000,000 円	取水設備工
・ 平成 30 (2019)年 3 月 16 日	5,000,000 円	発電所補償
○ 平成 31 (2019)年 1 月 18 日	32,000,000 円	取水設備工
○ 平成 31 (2019)年 4 月 22 日	48,000,000 円	取水設備工
○ 平成 31 (2019)年 7 月 10 日	49,912,800 円	取水放流設備据付工
合 計	259,739,750 円	(○印計 219,913,000 円)

1) 発電設備の取水設備工について。（前号） -----

2) 発電設備の付替水路工について。－その① -----

令和 2 年 7 月 28 日、日本共産党の福井県
地方議員団の福井県交渉が行われた。

席上、河内川ダム建設地元若狭町の北原武

道町議が、前もって提出しておいた質問通告
に基づいて次の要望をした。

県営河内川ダム建設工事の中で、関西電力熊川発電所水路移設工事（補償工事）が行われている。

- (1) 平成 29 年度予算計上された（平成 30 年 3 月 16 日、国土交通大臣承認）
付替水路工 1 式 2 億 400 万円 について、工事管理台帳を開示した上で、その工事内容の説明を求める。
- (2) 平成 30 年度予算計上された（平成 31 年 2 月 25 日、国土交通大臣承認）
付替水路工 1 式 9,000 万円 について、工事管理台帳を開示した上で、その工事内容の説明を求める。
- (3) 平成 31 年度予算計上された（平成 31 年 4 月 26 日、国土交通大臣承認）
付替水路工 1 式 6,400 万円 について、工事管理台帳を開示した上でその工事内容の説明を求める。

福井県河川課長は、次の工事管理台帳を開示した上で、北原町議の質問に答えた。

但し、(3)については工事名を示したが、工事未了を理由に工事管理台帳は開示しなかった。

(1) の工事管理台帳

- ・付替水路工 29 - 2 請負金 2,444,040 円
(株) 西野土木
工期:平成30年3月1日～30年5月31日
- ・付替水路工 29 - 3 請負金 2,440,800 円
(株) 西野土木
工期:平成30年3月1日～30年5月31日

北原町議は、開示された工事台帳 2 件の合計金額が 488 万円余りにしかならず、2 億 400 万円との開きが大きい、その差金 1 億 9,900 万円余はどうなっているのかと質問した。

河川課長は、差金 1 億 9,900 万円余は「付替町道工事に使っている」と答えた。

北原町議がその付替町道の工事台帳の開示を求めたところ、河川課長は台帳を開示せずに、右段の表「平成 29 年度補償工事一覧」を開示し、付替水路工も付替町道工もどちらも支出費目は補償工事費であり、同一費目内の変更は(国土交通省の)許可がなくとも許されるという見解を示した。

(2) の工事管理台帳

- ・付替水路工 30 - 1 請負金 37,605,600 円
(株) 西野土木
工期:平成30年5月10日～31年5月7日
- ・付替水路工 30 - 3 請負金 48,481,200 円
(株) 西野土木
工期:平成30年7月24日～31年3月22日

河川課長からは、平成 31 年 2 月に国土交通省に承認された 9,000 万円を財源とした工事が、前年の平成 30 年 5 月や平成 30 年 7 月に請負契約されている、時期の矛盾については言及がなかった。

(3) の工事管理台帳

工事未了として下記 4 件の工事名のみを開示した。

平成29年度 補償工事一覧

項目	工事名	備考
付替町道	付替町道1号線29-1	
	付替町道1号線29-2	
	付替町道1号線29-3	
	付替町道3号線29-4	
	付替町道1号線29-5	
	付替町道3号線29-6	
	付替町道3号線29-7	
	付替町道3号線29-8	
	付替町道1号線29-9	
	付替町道3号線29-10	
	付替町道3号線29-11	
	付替町道3号線29-12	
	付替町道3号線29-13	
	付替町道1号線29-14	
	付替町道1号線29-15	
	付替町道1号線29-16	
	付替町道1号線29-17	
	付替町道3号線29-18	
	付替町道1号線29-19	
	付替町道1号線29-20	
	付替町道3号線29-21	
付替水路	付替水路29-2	工事管理台帳を提出済
	付替水路29-3	
合計	23工事	

- ・河内川ダム建設工事 1 - 3
請負金 51,000,000 円 (株) 西野土木
工期:令和1年6月19日～2年6月11日
- ・河内川ダム建設工事 1 - 4
請負金 59,180,000 円 (株) 西野土木
工期:令和1年6月19日～2年8月13日
- ・河内川ダム建設工事 1 - 11
請負金 38,478,000 円 (株) 若狭緑化
工期:令和1年9月20日～2年8月28日
- ・河内川ダム建設工事 1 - 12
請負金 39,699,000 円 明和工業(株)
工期:令和1年9月20日～2年5月29日

本来、福井県(西川一誠知事)は平成 23 年 10 月に国土交通省(民主党政権)のダム検証要請に応じて作成した報告書の中で、関西電力熊川発電所補償に係る「発電所導水路概算額」を「180m × 250 千円 = 43,500 千円」と計算していたのであり、平成 28 年 6 月 7 日に県庁会議室で行われた補償協議会におけ

る「発電所導水路設置工事概算工事費」でも「付替水路（導水路）工事費」は 47,176 千円と報告され、合意されていた。

しかるに福井県は、自ら 4,700 万円余と計算した「付替水路工」に対して、平成 29 年度末に 2 億 400 万円、平成 30 年度末に 9,000 万円、平成 31 年度当初に 6,400 万円、合計 3 億 5,800 万円の「付替水路工」の承認を国に申請し、国土交通大臣もこの異常な請求を承認したのである。

(1) に対する福井県の説明について

福井県が開示した「付替水路工 29 - 2」、「付替水路工 29 - 3」の工事内容は、いずれも付替水路工事に付帯する工事用道路工事であるが、二つの工事に実体はなく架空工事である。

本件 2 工事は、「付替水路工 30 - 1」に「仮設工（工事用道路）」として設計されており、実際に同 30 - 1 工事により施工されたものである。

年度末ぎりぎりに変更申請して承認を得た補償工事費 2 億 400 万円の使途工事として、

2 件の工事（488 万円余）の工事管理台帳しか開示できなかった福井県が、残る 1 億 9,900 万円の使途工事として提出したのは平成 29 年度付替町道工事に係る前ページ右段の「補償工事一覧」であった。

付替町道は工事完成後に若狭町に引き渡される町道であることから、既に付替町道の工事管理台帳を公文書公開制度により入手していた北原町議が、同工事管理台帳と前ページ右段の「補償工事一覧」を対照した。

第 1、右付替町道 29 - 1 ~ 29 - 21 までの工事代金合計は 6 億 5,466 万円であり、その 72.9 % に相当する 4 億 7,768 万円は、2 億 400 万円が国土交通省の承認を得た平成 29 年 3 月 16 日以前に請負契約されている。

しかし、国土交通省が福井県の申請した付替水路工 2 億 400 万円を承認する以前に、申請した当の福井県がその 2 億 400 万円を財源とする付替町道工の請負契約を結んで着工に

及ぶなどということはおよそあり得ないことである。

第 2、付替水路工 2 億 400 万円に係る工事としてカラ工事 488 万円余の工事管理台帳しか開示できなかった事実は、福井県が申請した 2 億 400 万円を代価とする付替水路工事が当時、そもそも存在しなかったことを示している。

報道によると、福井県が施工計画のない付替水路工予算 2 億 400 万円の承認を国土交通省に申請した平成 30 年 2 月 23 日の直前、2 月 17 日に関西電力の幹部らが高浜町の森山栄治元助役から受領していた 6 人分の金品 2 億 8,213 万円を一括して同元助役に返却したという。

この年の 1 月、金沢国税局が森山元助役が強い影響力を持つ吉田開発（株）に対する税務調査に入り、森山元助役と関電幹部による「原発マネー環流」が発覚しそうになり、関西電力が受ける厳しい社会的批判は必至となった。

これは、森山元助役がこれまで維持してきた関西電力に対する優位な立場を一瞬にして突き崩す可能性を孕んでいた。

これが平成 29 年度当初予算で承認されていた関電発電所補償 2 億 900 万円が、年度末ぎりぎりの平成 30 年 3 月 16 日に国土交通省から変更承認されて、発電所補償費 500 万円と工事予定のない付替水路工 2 億 400 万円に分けられて、2 億 400 万円が使途不明になった事件の背景事情である。

福井県（西川一誠知事）が、かつて高浜町森山元助役と結託して吉田開発（株）を手足に使って同町脇坂で 10 数億円のカラ工事費を稼ぎまくった腐れ縁が、この時息を吹き返したと見ることができる。

使途不明の公金 2 億 400 万円は、関西電力の原発再稼働を担保した国土交通省の承認の下で、関西電力幹部と森山元助役の不祥事の尻拭いに消えたのである。

（次号に続く）